



◎岡山県告示第七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地	1 名称 多機能型事業所 キッズゆうゆう	2 所在地 津山市野村三一五番地六
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 有限公司いちばん館	2 主たる事務所の所在地 津山市野村三一五番地六
三 指定年月日	令和八年一月一日	
四 事業所番号	三三五〇三〇〇一五二	
五 サービスの種類	児童発達支援	

◎岡山県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーションきらめき

2 所在地

英田郡西粟倉村影石三五六一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社イトウ

三 指定年月日

令和八年一月一日

四 事業所番号

三三一三七〇〇〇四三

サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

## ◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みかど

2 所在地

美作市福本三二二一一 ヴイラナリー英田一号棟

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

美作市湯郷一四三一八

三 指定年月日

令和八年一月一日

四 事業所番号

三三二一五〇〇〇三九

サービスの種類

共同生活援助

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

## ◎岡山県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地	訪問介護事業所ホープ
2 所在地	美作市湯郷三二三一一
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地	美作市湯郷三二三一一
1 名称	一般社団法人ともえ
2 主たる事務所の所在地	美作市湯郷三二三一一
三 廃止年月日	令和七年十二月三十一日
四 事業所番号	三三一一五〇〇二五四
五 居宅介護 サービスの種類	

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

## ◎岡山県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 道路の種類 県道  
二 路線名 箕島高松線  
三 道路の区域

区域		
旧	新	別新旧
倉敷市栗坂字三谷二一番一地先から倉敷市下庄字山道八四一番一地先まで	倉敷市栗坂字三谷二一番一地先から倉敷市下庄字山道八四一番一地先まで	幅(メートル)員
倉敷市下庄字山道八四一番一地先まで	二九一・七	延(メートル)長

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

## ◎岡山県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道 箕島高松線	倉敷市栗坂字三谷二二番一地先から 倉敷市下庄字山道八四一番一地先まで	

### 二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

### 四 占用の制限の開始の期日

令和八年一月九日

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者  
児島湾土地改良区

二

地区名

西七区支線 78号（水利施設等保全高度化事業（農業用用排水施設））

西七区支線 80号

西七区支線 96号

西七区支線 117号

北七区支線 57号

縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

縦覧の期間

令和八年一月九日から同月三十日まで

縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

三

四

五

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域 苦田郡鏡野町沢田 及び沖地内	測量の種類 公共測量（基準点測量）	終了年月日 令和七年十二月八日
---------------------------	----------------------	--------------------

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
井原市高屋町地内	公共測量（基準点測量、数値地図データ作成及び路線測量）	令和七年十二月二十三日

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画火葬場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 都市計画の種類  
岡山県南広域都市計画火葬場
- 二 都市計画の変更年月日  
令和七年十二月十八日
- 三 縦覧場所  
岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町大谷二三四二番一の一部、二三四二番五、一三四二番七、二三四三番

四、二三四四番一の一部、二三四六番の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町大谷二三四六番地

丸本運輸株式会社

代表取締役 丸本 栄作

許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三六号

三

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔一一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町大谷二三四二番一の一部、二三四六番の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町大谷二三四六番地

丸本運輸株式会社

代表取締役 丸本 栄作

許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三六号

# 令和8年1月9日 岡山県公報 第12767号

〔一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
浅口市金光町大谷二三四二番一の一部、二三四六番の一部
- 二 公共施設の種類

道路、水路

位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

- 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名  
浅口市金光町大谷二三四六番地
- 丸本運輸株式会社
- 代表取締役 丸本 栄作
- 許可年月日及び許可番号  
令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三六号